



使用人決算賞与の未払金処理

の決算賞与の支給総額は、税引前純利益に11・5%の割合をかけた金額を基に算出しており、各人別の支給割合も作成してあります。

調査官 賞与に関する決まりはありませんか。

担当者 はい。就業規則にあります。

調査官 上半期と下半期に支給をする定めはありますが、決算賞与については決められていませんね。

担当者 はい。それが何か問題になりますか。

調査官 法人税法施行令第72条の3（使用人賞与の損金算入の時期）に、使用人に対する賞与の取扱規定があります。具体的には、

●**第1号賞与** 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来をしている賞与については、その事業年度において支給されたものとする（使用人に対する支給額が通知をされているもので、かつ、支給予定日又は通知をした日の属する事業年度において、その支給額につき損金経理をしているものに限り。）

●**第2号賞与** 次の要件のすべてを満たす賞与

・その支給額を、各人別に、かつ、同

時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること

・通知をした金額を、その通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること

・その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

第2号賞与 については、使用人に対する支給額の通知をした日の属する事業年度に支給されたものとする。

●**第3号賞与** 第1号、第2号賞与以外の賞与で、賞与が支払われた日の属する事業年度とする

以上のように3つの区分により判定を行っています。

担当者 趣旨はわかりました。それで何が問題なのですか。

調査官 決算賞与として処理をされたものについて、3つの区分に当てはめてみます。

就業規則には具体的な決算賞与の支給予定日は定められていません。

従って、事業年度末には就業規則で定められた支給予定日が

到来していると認められませんから、第1号賞与には該当しません。

次に決算賞与について、事業年度末の翌日から1か月以内に使用人に支払っていませんから、第2号賞与にも該当しません。つまり今回の決算賞与は第1号賞与又は第2号賞与のいずれにも該当せず、第3号賞与に該当します。

担当者 それで、結論はどうなるのですか。

調査官 決算賞与が実際に支払われた事業年度において損金に算入すべきものですので、未払金経理は認められません。

担当者 分かりました。



イラスト 渡辺 正義